

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

17P

事業名		【継続・人口減少対策】 保育料軽減事業（国基準からの軽減）								
当初予算額		財 源 内 訳					(単位：千円)			
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源				
46,129							46,129			
事業期間					総事業費					
【事業目的・概要】 国が定める保育料の基準額からその一部を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減及び児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与します。										
【幼児教育・保育の無償化に伴う変更点】 令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児～5歳児及び0歳児～2歳児の市民税非課税世帯については国制度により無償化となり、当該事業に係る市の財政負担は軽減されます。										
【保育料表（国基準額との比較）】 ○保育認定(0歳児～2歳児) (単位：円／月額)										
国階層	市階層	階層区分		3歳未満児						
				保育標準時間			保育短時間			
				国基準	市	軽減額	国基準	市	軽減額	
第1	A	①生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0
第2	B	②市民税非課税世帯	ひとり親等世帯	0	0	0	0	0	0	0
			一般世帯	0	0	0	0	0	0	
第3	C	③所得割課税額 48,600円未満	ひとり親等世帯	9,000	8,500	500	9,000	8,400	600	
			一般世帯	19,500	18,000	1,500	19,300	17,800	1,500	
第4	D0	④所得割課税額 57,700円未満	ひとり親等世帯	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0	
			一般世帯	30,000	22,000	8,000	29,600	21,800	7,800	
	D1	⑤所得割課税額 77,101円未満	ひとり親等世帯	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0	
			一般世帯	30,000	22,000	8,000	29,600	21,800	7,800	
	D2	⑥所得割課税額 97,000円未満		30,000	25,000	5,000	29,600	24,600	5,000	
第5	D3	⑦所得割課税額 169,000円未満		44,500	35,000	9,500	43,900	34,600	9,300	
第6	D4	⑧所得割課税額 301,000円未満		61,000	40,000	21,000	60,100	39,400	20,700	
第7	D5	⑨所得割課税額 397,000円未満		80,000	40,000	40,000	78,800	39,400	39,400	
第8	D6	⑩所得割課税額 397,000円以上		104,000	50,000	54,000	102,400	49,200	53,200	
※ 3歳児～5歳児は、国制度による無償化により、国基準・市ともに0円										
科目	12 款	1 項	1 目	目 名 称	民生費負担金（歳入の減）		こども課			
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降				
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		上記事業概要と同じ				

事業名		【継続・人口減少対策】 すこやか子育て支援事業																													
当初予算額		財源内訳 (単位：千円)																													
		国費	県費	地方債	その他	一般財源																									
68,987				57,300		11,687																									
事業期間		平成18年度～			総事業費																										
【事業目的】 多子世帯の保育所、幼稚園、認定こども園入所児に係る保育料を軽減することにより、児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与します。																															
【事業概要】 令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化に合わせて、これまでの「所得制限（市民税所得割課税額 169,000円未満の世帯）」及び「年齢制限（小学生以下の児童）」を撤廃し、当該事業を拡充することにより、第2子以降の無償化を完全実施します。																															
これにより免除対象を、「複数の児童を扶養し、第2子以降で保育所、幼稚園、認定こども園に入所している児童に係る保育料」とします。																															
～令和元年9月 年齢制限・所得制限により第2子以降の 無償化が限定的 <table><tr><td></td><td>現行制度での対象者</td><td>所得制限による非該当者</td></tr><tr><td>中学生以上</td><td> 対象外  ※ 中学生以上はカウントしない 対象外 </td><td></td></tr><tr><td>小学生</td><td> 第1子  対象外 </td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">乳幼児（入所児童）</td><td> 第2子 保育料無料  </td><td> 第1子 保育料満額 </td></tr><tr><td> 第3子 保育料無料  </td><td> 第2子 保育料半額 第3子以降 保育料無料 </td></tr></table> 所得制限 年齢制限 撤廃 令和元年10月～ 第2子以降の無償化を完全実施 <table><tr><td colspan="2">事業の拡充(すべての世帯が対象)</td></tr><tr><td>小学生以上に 子どもがいる場合</td><td>小学生以上に 子どもがいない場合</td></tr><tr><td>小学生以上</td><td> 第1子  </td></tr><tr><td rowspan="2">乳幼児（入所児童）</td><td> 第2子 保育料無料  </td><td> 第1子 保育料満額 </td></tr><tr><td> 第3子 保育料無料  </td><td> 第2子 保育料無料 </td></tr></table>								現行制度での対象者	所得制限による非該当者	中学生以上	対象外  ※ 中学生以上はカウントしない 対象外		小学生	第1子  対象外		乳幼児（入所児童）	第2子 保育料無料 	第1子 保育料満額	第3子 保育料無料 	第2子 保育料半額 第3子以降 保育料無料	事業の拡充(すべての世帯が対象)		小学生以上に 子どもがいる場合	小学生以上に 子どもがいない場合	小学生以上	第1子 	乳幼児（入所児童）	第2子 保育料無料 	第1子 保育料満額	第3子 保育料無料 	第2子 保育料無料
	現行制度での対象者	所得制限による非該当者																													
中学生以上	対象外  ※ 中学生以上はカウントしない 対象外																														
小学生	第1子  対象外																														
乳幼児（入所児童）	第2子 保育料無料 	第1子 保育料満額																													
	第3子 保育料無料 	第2子 保育料半額 第3子以降 保育料無料																													
事業の拡充(すべての世帯が対象)																															
小学生以上に 子どもがいる場合	小学生以上に 子どもがいない場合																														
小学生以上	第1子 																														
乳幼児（入所児童）	第2子 保育料無料 	第1子 保育料満額																													
	第3子 保育料無料 	第2子 保育料無料																													
科目	12款	1項	1目	目名称	民生費負担金（歳入の減）	こども課																									
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降																									
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		上記事業概要と同じ																									